

平成30年度公益財団法人中央果実協会公募事業
果実加工需要対応産地強化事業（加工専用果実生産支援事業）実施要領

1 事業の目的

国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等を通じて、国産果実の新たな加工需要を創造し、以って加工・業務用果実の需要拡大に資する。

2 事業の内容

次の（1）及び（2）の事業とする。ただし、（1）のみの実施はできない。

（1）国産果実を原料とした果実加工品について、消費者等の実需者ニーズや学校給食、駅中、コンビニなどの新たな販売場面、販売先、販売方法などを考慮して、既存のカットフルーツ、果汁、ゼリーなどの果実加工品を改良し、またはスムージー、果実ソース、フルーツサラダなどといった新たな需要の視点から試作品開発を行い、これに対する消費者の反応などを評価し、国産果実の新たな加工用途の開発を行う。

（2）また、当該加工品の原料価格を想定した栽培方法の検討や栽培技術の実証を行い、加工・業務用果実の栽培マニュアル等を作成する。栽培手法の検討に当たっては、新技術の導入、あるいは果実の大きさや外観品質に拘らない低コストな加工・業務用果実の生産を前提とするなどの工夫を行う。

3 事業実施者

公募の要件に合致する生産出荷団体、都道府県、独立行政法人、食品製造業者等

4 事業の実施期間

平成31年2月28日まで

ただし、事業開始日は、補助金交付決定日以降とする。

5 事業の実績報告

別紙様式（3）の実績報告兼補助金支払請求書により、平成31年3月8日までに公益財団法人中央果実協会（以下、「中央果実協会」という。）に報告する。

6 補助率、補助額の上限

補助率は定額とする。補助額は、1事業実施者当たり2,000千円を上限とする。

7 補助対象経費

補助対象の経費は、①果実加工品の試作品製作については、検討委員会の開催、試作品製作、試作品成分分析、消費者モニター調査及び報告書の作成、②当該加工品の原料価格を想定した栽培手法等については、検討のための検討会の開催、栽培技術の実証及びマニュアル・報告書の作成に要する経費とする。

また、本事業の事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。この場合、委託費の上限は事業費の総額の2分の1以内とする。

8 事業に係る知的財産権の帰属等

本事業の実施に当たり、中央果実協会と事業実施者は、次の事項を了解する。

- (1) 本事業によって、開発された加工品についての知的財産権は、事業実施者（受託者）に帰属する。
- (2) 中央果実協会は、事業実施者が果実加工品の開発に当たって検討した事項など、事業の実施報告を公表する。
- (3) 中央果実協会が果実加工品の需要拡大の啓発・普及等を行うため、事業実施者は中央果実協会の求めに応じて、開発された加工品について提供を行う。
- (4) 事業実施者が、試作品を製品として販売する場合は、「毎日くだもの200グラム運動ロゴマーク」を添付する。入手方法は中央果実協会のホームページを参照されたい。

9 事業実施者の公募

- (1) 上記の事業を実施するため、公益財団法人中央果実協会事業公募要領（以下「公募要領」という。）及び本実施要領に従い、適切な団体・機関を公募する。
- (2) 応募しようとする者は、公募要領等に従い、別紙様式（1）事業計画承認申請書に必要事項を記入し、7部（うち代表者の印のある書類は1部）を中央果実協会に提出する。
- (3) 事業実施者の採択に当たっては、公募要領に基づき審査する。この場合、下記事項に留意するものとする。
 - 1) 事業の実施体制が不備で、事業の円滑な実施が困難と見込まれる場合等は採択しない。
 - 2) 審査を受けるに際して、当協会は公募内容について応募者に対してヒアリングを要請する場合もある。これに応じない場合は、申請がなかったものと見なす場合もある。
 - 3) 改良・開発に当たっての新たな視点（新規性）や改良・開発に伴うリスク性、更に、当該改良・開発による果実加工品の普及への貢献（モデル性）が認められないものは採択されない場合がある。
- (4) 審査の結果、採択された場合は、速やかに別紙様式（2）の補助金交付申請書を提出する。
- (5) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化法）」に基づく総合化事業計画の認定を受けている事業実施者に対しては、審査の際にポイントを加算する。

1 0 その他

- (1) 本事業の補助金には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等が適用される。
- (2) 事業実施者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。
- (3) 事業実施者は、経理担当者を置き、補助金を区分経理し、適正な管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など）を行うこととする。
- (4) 補助対象経費であっても、領収書等その明細が明らかでないものについては、補助金を支出しない。

1 1 事業内容についての問合せ先

中央果実協会 川口、今井

電話 03-3586-1381